様式第５号（第７条関係）

営業所技術者等兼務届

年　　月　　日

（宛先）焼津市長

住所

届出者　商号又は名称

代表者

次の工事について、建設業法第26条の５の規定に基づき、営業所技術者等が専任の主任技術者又は監理技術者を兼務することとしたいので届け出ます。

なお、兼務する工事の発注者に、３の事項を確認し、営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者の兼務について承諾を得ています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 配置技術者氏名 |  | 資格 |  | 職務 | 専任主任技術者  専任監理技術者 |

１　兼務する工事（これから契約する工事）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建設工事名 |  | |
| 建設工事箇所 | 焼津市 | |
| 工期 | 年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで | |
| 請負代金額（税込） | 円 | |
| 監理技術者等  兼務承諾日 | 承諾日 | 年　　月　　日 |
| 発注者（工事発注担当課（※）） |  |

（※）当該工事の受託課がある場合は工事受託担当課をいう。

２　１の配置技術者が営業所における専任の技術者として従事する営業所

|  |  |
| --- | --- |
| 営業所名 |  |
| 住所 |  |
| 資格 |  |
| 担当する許可業種 |  |

３　営業所技術者等に関する監理技術者等の職務特例要件の確認事項

営業所技術者等が兼務する工事については、次の要件に該当します。

　（該当する場合はレ又は■を記載し、その他必要な記載事項の報告をしてください。）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | １の工事が２の営業所において請負契約が締結されるものである。 |
| □ | 請負代金額が１億円（建築一式工事の場合は２億円）未満である。 |
| □ | 兼務する現場が１箇所である。 |
| □ | 現場間の距離が１日で巡回可能、かつ、移動時間が２時間以内である。 |
| □ | 兼務を認めないとされた工事でない。 |
| □ | 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある。  （入札の申込のあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係） |
| □ | 主任技術者又は監理技術者との連絡員を配置できる。ただし、土木一式工事及び建築一式工事については、１年以上の実務経験を有する者に限る。 |
| □ | 下請け次数が３次までである。 |
| □ | 施工体制を確認できる情報通信技術の措置を取ることができる。 |
| □ | 工事現場ごと、人員の配置を示す計画書の作成、現場据え置き及び保存の措置を取ることができる（※）。 |
| □ | 現場以外の場所から状況を確認するための情報通信機器を設置することができる。 |
| □ | 低入札工事でない。 |
| □ | 兼務する工事の発注者から専任監理技術者等の兼務について承諾を得ている。 |
| □ | 上記事項を全て満たしている。 |

　（※）落札決定後、工事発注担当課あてに、作成した建設業法施行規則第17条の２又は第17条の５に基づく人員の配置を示す計画書を提出すること。